

論 説

子どもをめぐる規範理論

大 江 洋

目 次

一 子どもの権利から規範理論へ

1 規範理論としての子どもの権利論

- (1) 子どもは天使か悪魔か
- (2) 救済規範としての子どもの権利

2 子ども権利論の課題と新たな着想

- (1) 内在的課題
- (2) 外在的課題——種々のグランドセオリーへの応接
- (3) ヒントとしての Childhood Studies
- (4) 子どもの規範理論的着想

二 子どもをめぐる規範理論

1 なぜ子どもなのか？

- (1) 社会的規範理論と人間論
- (2) 子どもの特性
- (3) 子どもの社会的位置づけ

2 なぜ規範理論なのか？

- (1) 社会的影響
- (2) 問題（克服）の緊急性・深刻性
- (3) 規範的な Childhood Studies への着想・展望

三 三原理の構想

1 理論的（方法的）課題

- (1) 事実性と規範性
- (2) 実証的な規範正当化論
- (3) 規範領域論

2 分配—陶冶—処遇原理

- (1) 常識論・無原理論
- (2) 分配原理
- (3) 陶冶原理
- (4) 処遇原理
- (5) 小 括

一 子どもの権利から規範理論へ

1 規範理論としての子どもの権利論

(1) 子どもは天使か悪魔か

「最後におなかいっぱい食べさせられなくて、ごめんね」。大阪のマンションの一室で死後数ヶ月経過してから発見された母子死亡事件において、母親が残したメモである（「死亡母子 困窮示すメモ」朝日新聞2013.5.27）。死亡の前年に生活保護の相談窓口を訪ねたが、以後母親は現れなかったようだ。母子の正確な死因は不明だが、食べ物は食塩しかなく、電気・ガスは死亡推定時期には止められていた（朝日新聞2013.6.3）。

厚労省調査によると、子ども（18歳未満）の相対的貧困率が16.3パーセントと社会的に示される中で（朝日新聞2014.7.16）、このような困窮死とも言えるような事件はその一つの象徴的事例である。構造的貧困とも称される経済状況（それに伴う種々の社会保障制度上の課題）において、子どもの貧困問題はますますそのリアリティを増している⁽¹⁾。

貧困の構造に幾重にも傷つけられた子どもは、その後の自身の生のありようをしばしば歪めていく。たとえば19歳時に4件の連続射殺事件（1968年）を起こし、死刑判決を受け、1997年に死刑が執行（同年には神戸連続児童殺傷事件が起こった）された永山則夫（1949—1997）である。永山に対する第二次精神鑑定を行った精神科医が保存していた永山との膨大な録音テープの内容を軸に濃密なルポルタージュを書いた堀川恵子によれば、事件を起こすまでの永山には重く複雑な生が営まれていた。同じ兄弟姉妹であっても、時間の経過とともに変わる家庭状況やそれぞれの子どもに対する親の視線の（微かな）違いによって、自身にとっての家庭環境は劇的に異なる。永山の場合も、「母ヨシは、永山よりも三年後に生まれた四女のことは何かと気にか

(1) 子どもの貧困問題の中で、とりわけ深刻な問題となっているのがひとり親世帯（特に母子世帯）における貧困である。その実態について、（小林 2015）（鈴木 2015）などを参照のこと。

け世話を焼いてい」た(堀川 2013, 116頁)。

「心から求めた母と姉に捨てられ」(堀川 2013, 130頁)、極度の人間不信から自暴自棄になって連続殺人を犯した永山は、自身の「無知」を発見する⁽²⁾。「性質、性格が形成されるのは、五歳児の頃までだそう」(永山 1990, 222頁)という自らの想定から、永山は「育った家庭が一番何とも言いようなない不運の原因」(同, 119頁)と己の境遇を振り返る。その中で、精神科医が膨大な時間を費やしてカウンセリング的なインタビューを積み重ね、そのインタビューに基づいた詳細な鑑定書を永山が死刑執行の時まで宅下げもせず手元に置いていた事実は(堀川 2013, 333-334頁)、他人に自己をきちんと理解される重要性を(遅まきながらも)示している。

こうした永山則夫事件の背景からは、子どもに対する二つの対照的な見方が思い浮かぶ。そのひとつは、子どもは(家庭を含む)外界・環境に強く影響され、その外界・環境が劣悪な場合にはしばしば「被害者」となるという見方である。永山本人もつとに示唆してきたところである、貧困(の連鎖)の被害者としての子どもという視点であり、さらにこの観点はDV被害者としての永山という新たな事実によってさらに補強される。録音テープの永山は次のように述べる。「理由もないのに[実の兄に]殴られるんだよね、ボコボコに殴られて、血を必ず流して。しょっちゅう、ていうか、ほとんど毎日。」(堀川 2013, 109頁)。生硬な表現をすれば、永山は経済的な分配面でも(家庭内の)処遇面でも劣悪な環境にあったと言えるのだ。

同時に、こうした見方と真っ向から対立するものも強固に存在する。子どもとは時として邪恶であり、いくら困難な状況下で育とうとも、相応の年齢に達した後、自らの犯した行為(犯罪)には責任を取り罰を受けるべきだ、という見方である。この見方によれば、永山は邪恶な連続殺人者であり、犯した過ちの責任は自らが当然取るべきなのである。たとえば、永山と同じく連続殺人を犯した死刑囚である陸田真志が、哲学者池田晶子との往復書簡の

(2) 「私は発見した。自分の無知であった事を、そして、この発見はこの監獄での今の少しばかりの勉強の功であることもである。」(永山 1990, 221頁)。

中で次のように述べていることなどは、そうした見方を端的に示す。「今現在の『自分』というものは、その人間のそれまでの自由意志の選択の総計であり、自分の犯罪の原因、責任を親や教師や社会に求めるのは単なる逃げ、甘えと思えます。」(池田・陸田 1999, 202頁)。陸田自身、永山をその逃げ、甘えの実例として次のように述べている。「家庭や貧困、社会を、自分の犯罪の原因にする(永山死刑囚などの)人間は、自らの罪悪を認める事の怖さから、何か他の者(物)のせいにしようとしているだけだ。」(同, 14頁)。

こうした子どもをおとなと同列視し、時として子どもは邪悪な存在と十分なりうるという見方は、神戸連続児童殺傷事件(1997年)や光市母子殺人事件(1999年)などを契機に加速しているようにも見える。たとえば、2005年に最高裁が、「被告が少年なら[おとなと較べてその]量刑は?」という設問で、市民1,000人、裁判官766人にとったアンケートによれば、驚くべき結果が示されている。量刑を「軽くする」という割合が裁判官が91%に対して市民側は25%しかおらず、「どちらでもない」と回答した割合が裁判官9%, 市民50%であった。そして、量刑を「重くする」という割合が、裁判官が0%だったのに対して、市民側がなんと25パーセントを占めた(朝日新聞2012.2.25)。「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」(少年法1条)という、子どもに対する更生原理に基づいた見方は社会的にかなり変質してきているのではないか。

子どもに対する上記二つの見方は、相克しあう形で双方とも社会的に広く受容されてきた。たとえば、光市母子殺害事件最高裁判決後に被害者の夫は、「やり直すチャンスを与えるのか、命をもって償わせるのか。どちらが正義か悩んだ。答えはないと思う。」(朝日新聞2012.2.25)とコメントしている。「社会の被害者」として子どもを捉えるという、子どもへの優しいまなざしが時として(教育的)管理に陥り、「子どもに自律・自己決定を」という(リベラルな)視点が今度は時として子どもの邪悪視・厳罰化を呼び込む。われわれの住む世界では現在、子どもに対する見方が非常に錯綜している。

(2) 救済規範としての子どもの権利

では、改めて考えてみよう。永山をめぐるこうした状況をわれわれはどのように評価し、その救済・克服の道筋をどのように描いていけば良いのだろうか。「無知の涙」を流し、監獄での自学自習により数々の文筆活動を行った永山のその後からは、(自己教育を含めた)教育・陶冶の重要性が示される。食うや食わずだった幼少期からは、食べ物をはじめとする分配の重要性が示される。そして、兄からの深刻な暴力を受けてきた状況からは、一定の良好な処遇の保障の重要性が示される。それらをトータルに表現しうる評価規範、救済規範は何だったのか。ひとつの(決してすべてではないが)重要な規範は「権利」であった。

子どもの権利論を概略的に述べれば、それは保護・供給から自由へという流れとなる。保護的な供給(分配)理念として、陶冶(教育)理念として、そして自由志向の処遇理念として子どもの権利が設定されてきた。子どもを邪悪視し、厳罰化を唱える論者でさえも、強い(遺伝)決定論の立場を採るのでなければ、子どもの初期環境をいかに(良好に)整備するかという論点を無視することはできないだろう⁽³⁾。

果たして子どもの権利論とはいかなる含蓄を含んでいるのか。その含蓄を受け止めつつ、筆者は権利一般論の構築を志向した(大江 2004)。それは子どもの権利論の法哲学的分析の試みであった。関係性をキーワードにした権利論であり、人間学的には関係性は自律性と共同性の相互関係として捉えられることを主張した。権利内容論としては「関係性への権利」に、法概念論としては「関係性としての権利」に着目した⁽⁴⁾。

(3) 子どもの権利および子どもの権利論の歴史的変遷につき、(Hawes 1991)(大江 2004, 16-20頁)を参照のこと。

(4) 筆者の子ども権利論を自身で振り返ったまとめとして、(大江 2012)を参照のこと。

2 子どもの権利論の課題と新たな着想

(1) 内在的課題

こうした子どもの権利論に対してはどのような課題が存在するのか。ここでは権利論に内在する課題を挙げてみよう。第一に、法哲学的な権利論（権利概念論）として子どもの権利論をどのように理解するのかという、一般的権利論としての課題がある。権利概念の核心部分の理解についての、意思・選択説と利益説の対立や⁽⁵⁾、正義・公正概念を権利概念（法概念）の核心とする考え方⁽⁶⁾などに、子どもの権利論はどのような立場を採るのか。第二に、種々の権利批判論に対する応答・克服の必要性が挙げられる。まず、子どもの権利論は、おとなのエゴを糊塗するためにしばしば用いられるものであるという批判がある。たとえば、その強力な主張者として、米国において子ども関連の弁護士活動が続けてきたグッゲンハイム（Martin Guggenheim）は次のように述べる。『『権利』とは、行為を担う役人がその権限の範囲を明白に確定できる場合に最も良く機能する。子どもの権利のめちゃくちゃな世界（topsy-turvy world）において、『権利』は逆効果を生む。権利に頼ることは役人たちの権限を伸長させる。』（Guggenheim 2005, p. 247）。また、子どもの種々の実定的権利（positive rights）をより良く基礎づけられるのは、おとな側の子どもに対する義務観念ではないか、という視点から配慮義務論を展開するオニール（Onora O'Neill）の権利批判論もある（O'Neill 1988）⁽⁷⁾。第三に、何を権利化するのかという課題である（権利内容論・権利構想論）。種々の権利主張・構想についての妥当性（内容的妥当性）は権利「概念」から自動的に導き出すことはできない。もちろん、相応の歴史的背景を有する

(5) 意思・選択説対利益説に関する筆者自身の整理としては、（大江 2004, 179-181頁）を参照されたい。そこで述べたように、筆者はこの対立を権利「内容」に関する対立であり、「権利概念自体を明らかにしてはいないのではないか」（同, 181頁）と考えている。

(6) 正義概念（それは種々の正義構想とは異なる）を法および権利の核心部分として定義する試みは、つとに井上達夫が行ってきたところである。参照、（井上 2003）。なお、「正義に基づく自由」という観点から、井上の正義論について検討を加えた筆者の試みとして、（大江 2015）がある。

(7) オニール論について筆者が検討したものとして、（大江 2004, 35-44頁）がある。

権利カタログ——たとえばその代表的なものとして子どもの権利条約が挙げられる——の存在やその実定性をもって根拠づけることは少なくとも事後的には可能かもしれない。だが当該社会の文脈に即した権利内容はしばしば非常に論争的であり、それらを過不足なく提起することは別種の判断原理が必要となる。権利とは別建てで一旦、規範的主張の内容を構想する必要があるのだ。本稿において、子どもをめぐる固有の規範原理を考えていこうという問題意識がここにある。

(2) 外在的課題——種々のグランドセオリーへの応接

「何を権利化するのか」という子どもの権利論における前述の内在的課題は、同時に外在的なものでもある。つまり、子どもの権利論は他の規範原理とどのような応接関係を持てば良いのかという課題でもあるのだ。

子どもをめぐる諸論点（それはしばしば教育の名を語って用いられる）に関して、大きな枠組みでの議論が現在いくつかあるが、それらの議論自体は子どもの権利を理念にしているわけでもなく、子どもの権利との接合関係をそれほど意識しているわけでもない。たとえば、当該社会の構成員の市民性・公共性陶冶を強く意識し、成員間の信頼感醸成や政治リテラシーの向上を志向する教育の公共性論やシティズンシップ論などがまず挙げられる⁽⁸⁾。また、教育に関わる各種の分配論、分配の公正論もそうした議論に該当しよう⁽⁹⁾。特に、昨今の子どもの貧困（論）に接続した分配的議論をどのように組み立てるのか。さらには、子どもの育成と選抜を組織的かつ効率的に行う教育システムを自己創出的・自己塑成的観点から批判するルーマン（Niklas Luhmann）の議論⁽¹⁰⁾、すなわち、子ども（教育）に関わる矯正主義的な規範

(8) 政治リテラシーの観点からのシティズンシップ教育論については（クリック 2011）が、信頼感醸成の観点からのシティズンシップ論については（Warming ed. 2013）が、後述する Childhood Studies および子どもの権利論とシティズンシップ論との相互関連については（Invernizzi & Williams eds. 2008）などがある。

(9) 教育における分配の公正については（宮寺 2006）を、広く社会政策という枠組みに種々の議論に包摂させる論文集として（Hendrick ed. 2005）がある。

(10) ルーマンの教育論については（ルーマン 2004）を、ルーマンの議論をベースに矯正主

理論に対する強い批判も存在している。

繰り返しになるが、やはり、これらの内容が権利論自体から自動的に導出できるようなものではない。各々固有の議論を検討する必要があるのだ。だが同時に、それらの議論は本稿の試論的枠組みで言えば、分配—陶冶—処遇の三原理と関連性を持つ。

(3) ヒントとしての Childhood Studies

その試論的枠組みに資するものが、あるいはそもそも子どもをめぐる諸論点を学際的に検討すること自体を意識した昨今の枠組みがいわゆる（主として欧米における）「子ども学（Childhood Studies）」である（以下、CHSと呼ぶこととする）。この学際的な子ども学自体の歴史はそれほど古いものではない。社会現象として子どもの特性を捉えるという CHS の発想は近時のものである。もちろん、子どもの良き生を専門的に考える学問的分野・思考方法がこれまでなかったわけではない。だが、その大半は心理学や教育学に閉じたものであった（Qvortrup, Corsaro & Honig 2009, p. 1）。遠くを見通せるような傑出した研究者であるアリエス（Phillipe Aries）やミード（Margaret Mead）などは確かに早くから子どもの特性を社会との関係においてイメージ豊かに示してきた。また、現在の CHS の指導的立場にいるような研究者は 1980 年代から CHS 的な研究を発表し続けてきたが、それは点としての研究であり、それが線につながり始めたのは、つまり学問領域としてまとまり始めたのは 1990 年代である。

CHS で現れた種々の論点を網羅的に検討した論文集によれば、CHS の内容はおおよそ以下のような特徴がある（Qvortrup, Corsaro & Honig 2009, pp. 4-6）。第一に、子どもに関する差し迫った深刻な状況やそれに対する（緊急的な）政策に要請された研究というよりも、子どものありのままの状態を広く探る「通常」の子どもについての研究なのである。言わば、平時の子ど

義的な（近代）教育学に対する根本的な批判を試みるものとしては（田中・山名編著 2004）がある。

も論である。第二に、一定方向に子どもを馴致化させるような従来型の社会化概念に CHS は批判的であり、子どもが独自に作り上げる彼／彼女らの世界を重視する。そしてそこから、第三に、子ども自身の行為主体性 (agency) を強調する。ちなみに、CHS が展開されてきた1990年代とは、1989年に制定された子どもの権利条約と時期的に重なり合うものである。第四に、個々人の次元で終わることなく、種々の社会的構造の中で子どもは位置づけられるべきものである⁽¹¹⁾。特に、子ども世代とおとな世代の関係性などは非常に注目されるべきポイントである。第五に、「子どもたちはあらゆる社会において常に現存している」という視点をその研究の前提とする。したがって、政治経済的政策などを決定する時点において、子どもの存在が直接関係なくても、常に子どももレバントな存在であることを忘却してはならない。また、そこから子ども自体を研究していく際の方法論自体も社会調査等、通常のものを使用していく必要があるとされる。

では、CHS の具体的研究領域はどのようなものなのか。すでに言及した、CHS の大部の論文集とみなされうる『子ども論・子ども学の手引き (Handbook of Childhood Studies)』(Qvortrup et al. eds. 2009) によれば、それは以下のようなものとなる。

- ①子ども論・子ども学の概念研究 (行為主体性概念、発達概念、研究方法論等)
- ②子ども存在の歴史研究 (概論、近代化論と子ども、家族史等)
- ③世代間関係研究 (世代間秩序・正義、家族内世代間関係、集合的アイデンティティ等)
- ④子どもの日常世界研究 (身体性、遊び、仲間文化等)

(11) 社会的構造の中に位置づけられる子どもという視点は、さらに積極的に捉えられうる。行為主体性を持つ子どもは、非常にユニークな同世代の仲間文化 (peer culture) を創造しうる存在であり、仲間文化の解釈的再生産を通じて、当該社会の再生産および変容を促すことも十分にありうる。CHS の中心的研究者であるコルサロ (William A. Corsaro) は、こうした理由ゆえに「子どもを重要視する (take children seriously)」べきなのだと述べる (Corsaro 2015, pp. 43-44)。

- ⑤子どもの実践性研究（児童労働問題，仲間文化，消費文化，メディア参加問題等）
- ⑥子どもの権利問題（子どもの権利条約，利益と責任，移住・移民等）

（4）子どもの規範理論的着想

実証的な研究が中心である CHS だが，その着想を借りつつ規範的議論は果たしてどのように展開しうのだろうか。まず，規範的議論のエビデンスとして CHS の研究成果を利用することが考えられる。政策（規範）提起など CHS が直接的に主張している部分もあるが，意外の子どもの有能性や子ども（子ども文化・子ども集団）の固有性の観点は規範的議論と応接関係にある。筆者自身としては，CHS から自動的あるいは類推的に導き出される規範的議論の範囲にとどまらず，CHS 以外の種々の議論を摂取・整理する中で，子どもをめぐる規範理論の構想がより深まるのではないかと考えている。

さて，CHS の研究成果を意識し，そこから咀嚼できるものは咀嚼し新たな研究の方向性・内容を組み立てようと，実は子どもの権利論を主張する側も模索し始めている。たとえば，子どもの権利論研究の大家であるフリーマン（Michael Freeman）は次のように述べる。

まず，プラウト（Alan Prout）およびジェイムズ（Allison James）の業績に言及する中で，フリーマンは CHS の特徴を次のように述べる（Freeman 2012b, p. 6）。

- ①子ども性（childhood）とは，社会的構成物（social construction）であって，決して自然でも普遍的でもないこと
- ②子ども性とは，広く社会分析において重要な変数として捉えられるべきものであること
- ③子どもの社会的関係研究や子ども文化研究の重要性
- ④社会的構成における子どもの主体性
- ⑤CHS におけるエスノグラフィーの重要性

⑥現象としての子ども性という観点からは、子ども性そのものの再構成の必要性があること

そして、CHS は子どもに関する議論領域においてパラダイムシフトを起こしたとフリーマンは述べる (Freeman 2012b, p. 3)。中でも、CHS が子どもの特性を「自然な現象ではないこと (not a natural phenomenon)」であり、社会的構成物であることに彼は注目する (Freeman 2012a, p. 30)。

そして、子どもの権利 (運動) との異同・接続関係を次のように指摘する。子どもの権利運動には次のような特徴がある (Freeman 2012a, p. 31)。①反差別、②年齢による差別反対、③自律・尊厳志向、④救済志向、⑤実効性注視、⑥子どもの権利による社会改革。

では、CHS と子どもの権利論にはどのような類似点があるのか。フリーマンによれば、子どもの理解への志向および、子どもの生の改善志向があり (ibid., p. 29)、また、①子どもの行為主体性への注目、②子どもは被所有物ではなく、人格・主体・参加者であるという認識、③個人への着目、などという「共通基盤」があるとされる (ibid., pp. 31-32)。

一方、子どもの権利論と CHS の差異はどこにあるのか。「CHS は果たして子どもの生を改善しうるのか」(Freeman 2012b, p. 9) という問題意識から、フリーマンは CHS の限界性を指摘する。CHS のライトモチーフは「子どもの特性は社会的に構成される (childhood is socially constructed)」というものだ。だが、それは道德問題を「はぐらかす (fudge)」危険 (相対主義への逃避の危険) がある。それに対して、子どもの権利論はあくまで普遍主義志向だ。ゆえに CHS と子どもの権利論は少なくとも相互に補完すべきであるという立場である (Freeman 2012a, p. 38)。権利観念に基礎づけられていない CHS は危ういという評価がフリーマンにはあるように思われる。

「もし子どもの特性が社会的構成物だとすれば、単一普遍的で文化横断的な現象ではなく、複数の子どもの特性 (childhoods) が存在することになる。対照的に、国連子どもの権利条約は、子どもや子どもの権利に対する普遍主

義的アプローチを採用している。子どもの特性の社会学 (The sociology of childhood) はこのことが誤りであると示唆する。」(Freeman 2012a, p. 33)。

この救済規範としての権利の強さをフリーマンは強調する。長く抑圧されて続けてきた者たちの声を広く世に知らしめることにこそ権利語法の意味がある (Freeman 2012a, p. 36)。そしてその強い主張は、関係性の権利論に対する批判となって現れる。関係性と権利を結びつける志向は、「われわれが子どもに対して持つ権力の誠実な評価を排除してしまう」(ibid., p. 36) とし、次のように言い切ってしまう。「関係性と権利を結びつけることは、無能力ゆえに子どもは権利を持つべきでないという議論の『洗練されたヴァージョン』でしかない」(ibid., p. 36)。

ただし、CHS の意義をフリーマンもまったく認めないわけではなく、その意義を権利論にどのように取り込むのかに留意している。子どもが周囲の社会的環境を自ら作り上げていく微細なありようを CHS は明らかにしてきたという評価をフリーマンは示し、そこから子どもの権利論は学ぶ余地があるのではないかと主張する (Freeman 2012a, pp. 33-35)。

おそらくフリーマンが考える子どもの権利論の理想的進行は次のようなものである。子どもの権利保障によって子どもの発言が展開し、子ども理解も進む (Freeman 2012a, p. 37)。社会的な行為主体者を重視する志向、言い換えれば子ども中心主義的志向のジェイムズらの CHS 研究者の議論と、フリーマン論は客観的に見れば近い位置とも言える。ただし、子どもの特性に対する評価が両者はかなり異なっているとも言える。権利語法を用いない語法、あるいは関係的な権利語法を著しく低く評価するフリーマンであるが、権利語法を用いればただちにおとなのエゴ防止となるのはややナイーブ過ぎるのではないか⁽¹²⁾。むしろ逆に、子どもの権利に仮託して、親などおとなの側のエゴを糊塗することも考えられる。権利が持つ悩ましさを意識しない権利論

(12) この点に関しては、依存ベースの中での自律・自己決定の大事さと、自律・自己決定ベースの中での依存・配慮の大事さの両者関係の問題だとも言える。この点に関するさらなる検討については他日を期したい。

は自壊的な性質を帯びる。

二 子どもをめぐる規範理論

1 なぜ子どもなのか？

(1) 社会的規範理論と人間論

ここまで本稿では子どもの権利論が持つ意味および課題に言及し、他の原理との応接関係を独自に考える必要を示唆した。つまり、子どもをめぐる規範理論を考察する意義が示されたことになる。そこで、以下に子どもをめぐる規範理論を改めて分析的に検討していく。

最初になぜ、子どもなのか？そもそも、種々の社会理論の前提には特定の人間論が存在し、もしくは当該理論と親和的な（矛盾のない）人間論が存在する。たとえば、誰もが普通に人間的な理性を有しているという前提に基づいて、カント（Immanuel Kant）は義務論的な理論を構成したわけであるし⁽¹³⁾、「自分自身に対しては、つまり自らの身体と精神に対しては、個人が主権者なのである」（Mill 2008 [1859], p. 14）という前提からミル（John Stewart Mill）は社会的な自由論を組み立てたのである。そして、その前提の人間観を子どもに引きつけて言えば、まさにミルが自らの自由論の適用範囲を「能力の成熟した人間」（ibid, p. 14）に限ったことに象徴されるように、有能—無能の二分法を採ってきた⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。けだし、種々の教育論にはそれに応じた子ども論があるということである。

また、論すべきポイントとして、なぜ「教育」で括らず「子ども」で括る

(13) 「あらゆる道徳的概念は全くア・プリオリに理性の中にその在り場所と生まれた場所を持っており、しかもそのことは、全く普通な人間理性においても、最高度に理論的な理性においても、同様である」（カント 2005 [1785], 271頁）。

(14) 近代法において有能—無能の二分法を用いて、「異常・無能」の烙印を押された人々が排除されてきたことについては、（大江 2004, 8-9頁）を参照されたい。

(15) 近代が抱えるリスクの増大および減少のありようを示し、そこから基本的信頼感の醸成への展望を描きつつ、近代におけるアイデンティティを説いたものとして（ギデンズ 2005）がある。

のかという点が挙げられる。筆者が強調したいのは、学校—陶冶—おとな目線の連結を一旦外すということである。まず、学校教育だけでないという点。そもそも家族を含んだより大きな枠組みで捉えていきたい。さらに、陶冶だけでないことも意識している。分配や処遇を含んだより大きな枠組みで捉える意義である。さらに、おとな目線でないことも強調したい。子ども自身の目線を考慮・配慮した枠組みの可能性についてである。とりわけ、子ども世界の独自性を CHS などの貢献から組み込んでいきたいと考えている。

(2) 子どもの特性

規範理論を組み立てていく作業において欠かせない作業課題が子どもの特性を（相応に）定める作業である。もちろん、この問題は「子どもとは何か」という茫漠とした問題に応答することであり、百家争鳴的な状況に陥りやすい。本稿では CHS が開拓し、徐々に明らかにしてきた子ども存在の位置づけを一言しておきたい。前述のフリーマンの指摘に見られるように、CHS の子ども観を端的に言えば、それは「社会的に構築・構成されていく子ども」というものである。すなわち、本質主義的な子ども理解⁽¹⁶⁾に警戒感をもち、種々の解釈に開かれ行為主体性を強調した社会構築・構成主義的なスタンス⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾を採るということである。

(16) 「子どもとはそもそも〇〇なものである」という固定観念の強い本質主義的な子ども観のパターンについて、ジェームズらは「前社会的な子ども (The Presociological Child)」として、次のようなものを挙げる。「邪悪な子ども (The evil child)」「純真無垢な子ども (The innocent child)」「観念上 [作り上げられた] の子ども (The immanent child)」「自然に発達する子ども (The naturally developing child)」「[おとなの過去としての] 無意識の子ども (The unconscious child)」(James, Jenks & Prout 1998, pp. 9-21)。

(17) 社会構築・構成主義の基本的な理解に関しては、(ガーゲン 2004)を参考にした。社会構築・構成主義(的志向)と子どもの権利論の関わりについての筆者の考えは、(大江 2012, 368-370頁)で簡単に述べている。

(18) もちろん、この「構築・構成」を、受動的に子どもは作り上げられていくという志向としてのみ捉えるならば、それがいくら複雑な構築・構成になろうとも異論は強い。たとえば、CHS の代表的研究者のひとりであるコルサロは、子どもの主体的役割・行為主体性、そしてそれらの具体的展開としての仲間同士の相互性を重要視する (Corsaro 2015)。

子ども理解に関して、基本的に本質主義と構築・構成主義のどちらを採用するのか、あるいは両者の要素をどのように組み合わせるのか、などの論点検討については別稿に譲りたいと思うが⁽¹⁹⁾、ここでは子どもが有する普遍的特性の可能性について一言しておきたい。

CHS の研究成果によって子どもの育ち方は多様であり、子ども自身の行為主体性を視野に入れた相互的な関係のありようが徐々に明らかになってきた。したがって子どもの特性を安易に普遍化することは慎む必要がある。では、そこに普遍化可能なものは一切存在しないのか。生身の身体性を持つ子どもにとって、一定の、大枠としての普遍化可能性は存在しているのではないか。そのことについて、CHS の議論を消化した上でスミス (Roger Smith) は次のように述べる。多様な意味や解釈に開かれた子ども性の基礎には一定の普遍的特徴 (universal characteristics) が存在している。それは「年齢に基づいた、身体的成長・学習および経験・傷つきやすさ」(Smith 2010, p. 203) である。身体性を有する存在にとって、このスミスの指摘は相応の説得力を持つ。

(3) 子どもの社会的位置づけ

なぜ子どもなのかという論点への応答として欠かすことができないのは、その社会的位置づけである。当該社会にとっての子どもという視点が持つ意味である。それは、後述のように手段的にも目的的にも捉えることができる。もちろん、子どもをあくまで単独で見えていくのか、あるいは子ども世代—おとな世代との関係性を重視するのか等によって、その意義と課題は異なってくる。少なくとも、教育 (学) の射程を超えて、子どもを論ずる意味がここにもあると言えるだろう。

(19) 子ども理解に関するさしあたりの筆者の立場につき、(大江 2011, 261-266頁) (大江 2012, 374-379頁) を参照されたい。

2 なぜ規範理論なのか？

(1) 社会的影響

子どもおよび子どもをめぐる諸状況は社会的影響が大きい。よって、社会的影響の大きさゆえに子どもの問題について強く意識化されることはある意味で自然なことである。人々の間に強く意識化されれば、その状況が今後どのように変化するのか、また変化させうるのかという問題意識は当然高まる。換言すれば、それは規範化への道筋である。

ではその社会的影響をさらに分節化するとどうなるのか。これは、子育てを含んだ教育の目的の問題とも重なりうる。ここでは収益的な観点の有無による社会的影響の質的差異について触れておきたい。一方では、収益的観点を主とする人材育成の軸がある。将来の（より高額の）納税者をいかに育てるか、そのためには何が必要かという発想である。学歴や学校の成績はその後の所得と正の相関性があるとの調査研究もあり（矢野 2014）⁽²⁰⁾、税収増、ひいては経済的な国力増進論にも直結するようなこうした収益的観点は身も蓋もないような俗論のようにも見えるが、その後の分配（的公正・正義）までをも含み合わせて考えてみると、公正分配の前提としての原資確保というリベラルな観点をも有している。

後述のように、収益的ではない観点からは、治安維持—共同体維持—公共性の維持—社会発展という、当該社会の持続発展に関する一連の志向がある。

(2) 問題（克服）の深刻性・緊急性

規範的な子ども論を追求する理由のひとつは、子どもに関わる社会的問題の深刻性およびその対応の緊急性が挙げられる。そして、そこでの子ども観は前述のように対照的な方向で激しく引き裂かれている。一方では貧困や種々の暴力性に翻弄され続ける「被害者としてのいたいけな子ども」のイメージであり、他方では狡猾極まりなく犯罪を行い続ける「加害者としての邪

(20) 大学時代での学び習慣（読書習慣等）高低がその後の知識能力、さらには所得の高低に関して有意の相関性を持つ調査については、（矢野 2009）を参照のこと。

悪な子ども」なのである。CHSにおいても、(やや本質主義的ではあるが)「イノセントな天使あるいは邪悪な悪魔という子どもの一対のイメージ」(Kehily 2009, p. 15)という見方があり、また同様な趣旨は法的文脈において、「法的話法は子ども存在の多様な構成を支持する。時には『受動的でイノセントで犠牲者』, また時には『狡猾で邪悪』」(Monk 2009, p. 193)となるご都合主義として批判されている。深刻さや緊急性がいくら広く認識されていても、子ども観の分裂・錯綜があつてはその対応等はなかなかひとつの方向に収斂していかない憾みがある。

(3) 規範的な Childhood Studies への着想・展望

学際的かつ実証的な CHS 自身が昨今、規範的領域へ踏み込んでいる側面もある。たとえば CHS に関する前述の浩瀚な論文集において、6つのセクションの中でひとつのセクションが子どもの権利関係に充てられていることはその証左であろう (Qvortrup et al. eds. 2009)。さらには CHS の基本スタンスである、「複数の子ども性」から招請されうる「個々の子どもの多様性を担保する重要性」、そして「構成された子ども性」からはその構成のありようのゆがみ、特におとな側のご都合主義による構成を修正する必要性が求められるだろう。このことは、CHS の一定の方向性への規範化を招請することになる。前述のごとく、子どもの権利論側 (フリーマンなど) から CHS の成果を学び、両者の相補的な関係を模索する動きも見られる (Freeman ed. 2012)。

三 三原理の構想

1 理論的 (方法論的) 課題

(1) 事実性と規範性

そもそも規範理論一般に関してどのようなスタンスを採るのか。事実言明と当為言明の関係につき、いわゆる方法二元論に対する態度決定を含め、メタ倫理学的問題についての独立した検討が本来であれば必要であるが、他日

を期したい。ここでは、論述の必要に応じて若干の（メタ倫理的）論点を示すに留めておく。

子どもをめぐる種々の判断，およびそれが整理されまとまった形となる各規範理論はどのように正当化されうるのか。当然のことながら，確たる一般的な公理・原理が事前に正当化されるならば，そこから各規範が演繹されれば良いことになる。ではそのベースとなる規範体系はあるのか否か。

前述のように，政治理論には相応の哲学・人間論が存在しており，教育や子育てに関わる理論も同様に子どもや家族に対する相応の人間像がその根底にある。たとえば政治哲学者のガットマン（Amy Gutmann）によれば，子ども（および子どもに関わるステークホルダー）の位置づけに関して，異なる三つの国家論がある。ひとつには国家（ポリス）への献身を説きそこから「良さ」が生まれるとする「家族国家（The Family State）」，二つには教育上の権限を独占的に親に置く「家族共同国家（The State of Families）」，三つには子どもたちが種々の機会を選択することをより重視する「個人共同国家（The State of Individuals）」である（Gutmann 1999, pp. 19-41）。

では，現代の立憲民主制下での子どもに関わる理論・教育理論はどのようなものとなるのか。リベラルな社会における子ども理論は当然リベラルなものとなる。少なくとも，親の意向をすべて無視し，かつ子どもに対する文字通りの生殺与奪の権をおとなの側がすべて握るようなことは許されない。つまり，家族国家に完全になる（戻る）ことは無理な話である。

ただし，その「振り幅」の問題は残る。「子ども自身の観点からは，親は少なくとも国家と同程度の専制的な可能性を持つ」（Levinson 1999, pp. 68-69）ことを考え合わせてみると，現代（日本）社会において子どもが置かれている文脈は多様な規範的解釈に開かれているとも言える。振り幅は思った以上に大きいものかもしれないのだ。現今の日本国憲法下において，果たして子どもをめぐる規範はいかなる解釈が許容範囲なのか。国家主義的なあるいは新自由主義的な解釈は果たしてどこまで認容されうるのか。導入的議論・序説としての位置づけである本稿ではこのことについて踏み込んだ検討をする

余裕はないが、それは基本的に三つの規範原理の中で検討されていくべき課題である。

(2) 実証的な規範正当化論

正当化にまつわるメタ倫理的な問題をあまり考慮しないで良いのであれば、少なくとも各論次元・諸構想の次元で、実証的に規範（特に、子どもに関わる各種政策）を正当化するパターンも十分に考えられる。たとえば、子どもの貧困問題を社会に広く知らせ、その救済を強く意識化させた阿部彩の子どもの貧困研究を例に取り上げてみよう（阿部 2008・2014）。阿部は、子どもの相対的貧困率が年々悪化してきているデータを取り上げて、われわれに警鐘を鳴らす。さらに、乳幼児期の環境の劣悪さが本人の後の成育状況にどのような悪影響を与えるのかについて、いわゆる経路分析研究を紹介している。ただし、子ども（教育）に関わる実証的研究自体の難しさがそこにはある。患者—介入（治療）—比較対照—結果という臨床医学のエビデンスに基づく医療（EBM）に見られるような⁽²¹⁾、特定の臨床的行為の結果（予後）の妥当性を実証していくようなことが、子どもに関する規範的評価（政策評価）においては難しいのである。予後とは性質の異なった教育上の結果をどのように定量的・客観的に評価するのかという難点と同時に、比較対照において大きな困難が予想される。特定の介入（行為）を行ったグループと行わなかったグループを研究者にも被験者にも知らせない二重盲検はおろか、そもそも（基本的にはより良い効果を生む可能性の高い）教育的政策やケアの取り組みを行うグループと行わないグループ（両者とも当該政策やケアを同じように希望しているにもかかわらず）を分けて実験的に実施すると自体、少なくとも日本社会では倫理的な観点から非常に難しい⁽²²⁾。

(21) EBM (Evidence-Based Medicine) の概略については、(能登 2010) を参考にした。

(22) 阿部彩によれば、驚くべきことにそれでも米国ではそのようなある意味で倫理的な問題性をはらんだ「実験的枠組みのプログラムが実施され、さまざまなプログラムの評価がなされている」(阿部 2014, 80-81頁) そうである。

実証された事実、データをどのように評価するについては、前提となる価値判断が必要となることはこれも当然のことである。また、エビデンスなく規範的主張のみを積み重ねていくことは当該公理（系）についての共通理解、さらには論理展開自体に対する強い権威が共有されていない限り、説得性を増すことにはつながらないだろう。当該規範的主張を社会的に通用させるためにはより広い集団に対しても説得性を持たせなければならず、その意味で実証的な根拠づけがやはり重要であることは否定できない⁽²³⁾。

(3) 規範領域論

子どもをめぐる規範的な議論とは、その適用領域が定められ、領域ごとに機能のありようが截然と区分されうるのか。前述のガットマンの議論で示されるように、現代社会は家族共同国家および個人共同国家を中心としつつ、家族国家の要素もまったく見られないわけではない。まず、前二者間の関係を考えてみよう。子ども自身の自律・自己決定を重視する個人国家においても、親を子ども自身が出生後に「再選択」するような極端な立場を採らない限り、家族共同国家的な視点（親の子育てに関する権限の認容）は残る。また、児童虐待（子ども虐待）など、親の自らの子どもに対する不適切な処遇に対して国家が介入することは、個人共同国家の立場を当該国家が強力に実行するというに他ならない。同時に、道徳主義的な発想が現在の国家の教育政策にまったく見られないかと言えば、愛国心の涵養がわが国においてしばしば主張されることに示されるように、そうした発想は散見される。これは家族国家的要素の出来と見ることも可能であり、ガットマンの国家論の混交形態が現れているとも言える。

極端なリバタリアンの志向を採らない限り、子育てへの支援に対しても公費は投入されている。公私区分されていたとしても、その「私」領域を公的

(23) 主として教育政策の評価・判断に関して、社会調査のみならず、事例研究、伝記、哲学的作品等々の知的資源をエビデンスとして扱い、その組み合わせを探る研究として（ブリッジほか編著 2013）がある。

に支援するという形である。ただし、その支援のありようを見定めることは難しい。フェミニズム領域においてしばしば主唱される「個人的なことは政治的なこと (the personal is political)」という視点は、子どもをめぐる（さらに不可視化された形で）妥当する。公的介入から家族を守り家族の自主独立性を高めよという発想は、しばしば当該家庭内の微妙な権力支配関係を不可視化してしまう。児童虐待や家庭内暴力はもとより、親族間の扶養義務強化など、家族の「絆」をスローガンにした自主独立性の強調は当該家庭内の子どもの含めた個々人を経済的にも心身の健康的にも痛めつける危険性が高い。言わば、「社会問題を『私的領域』に押し込める」(稲葉 2013: 118) 危険性である。

子どもの位置づけ、延いては社会的処遇の問題は、子どもをめぐる当事者・利害関係者についての議論ともなる。国家—親—子ども—共同体（市民社会）—市場などがそれらの各主体として考えられる。それぞれの主体がどのような役割を果たし、また果たすべきなのか。とりわけ、そこで子どもの位置づけはどのようなものとなるのか。子どもは基本的に主体なのか客体なのか、等々の当事者問題（群）として社会的処遇の問題を見ることも可能なのである。

2 分配—陶冶—処遇原理

(1) 常識論・無原理論

多くの者が自らの子どもを持ち、子育てや教育に独自の判断基準を有している。そして何よりも誰しもが子ども時代を通過し、自らの体験から学校教育など教育一般についてのイメージを持っている。子どもをめぐる規範理論と言えど何か一見、高尚のようなことと思われるが、誰もが一家言を持つ（持ち易い）テーマでもある。常識と自らの経験を基に、確固とした教育論を滔々と語る人物に出会うことは稀ではない。逆に言えば、そもそも子どもに関して規範的に何かを系統立てて論理的に議論することは果たしてどこまで意味のあることなのか、という疑問さえもが思い浮かぶかもしれない。

なぜそれでも規範という用語であえて語ろうとするのか。このことに関する筆者の考えは次のようなものである。まず前述のように、子どもをめぐる問題は学校教育や社会教育、児童福祉、少年法等々、様々な社会的制度と連動しており、そこに莫大な税金が投入され、公共的な問題としてすでに存在している。公共の問題であるならば、そのより良い構想をめぐって学問的議論を含めた誠実な議論が展開されるべきである。そして、学問的議論の意味があるならば、構想自体の位置づけ・整理を行うさらなる理論（グランドセオリー）が求められているのではないか。筆者はそれを分配—陶冶—処遇の三原理として提起してみたい。

（2）分配原理

ではなぜ、分配—陶冶—処遇の三原理なのか。もちろん、各々がすでに有力な原理ではあるので、これらの原理を注目し検討することが、まったく荒唐無稽であるということはおそらくないだろう。各原理が持つ内実・射程は歴史的にも分析的にも大きく豊かなものがあるが、三原理（間）の概観および課題について簡単に以下に触れておく。

まずは分配原理である。本原理に関する現在の深刻な問題は、子どもの貧困がもたらした甚大な衝撃である。そこには、母子世帯における過半数を超える貧困率、経路分析研究によって判明した乳幼児時期対応の重要性、そして貧困の連鎖（の意味）と、多くの問題・課題が存在している。不公正さや社会的損失をどのように捉え、構造的ともいえる貧困をいかにして是正するのか、また是正すべきなのか。

子どもの貧困問題は結局、「何を誰が分配するのか」というより根源的な問題に向かう。子どもにとっての財分配とは何か、つまり、子育て・教育に必要な資源・コストとは何かという問題を探求する必要があるだろう。また、その探求に必要な範囲において実際に資源分配がどのように行われているのかにつき、教育・子育てシステムや、保育、医療、社会福祉（児童福祉）等の分野における分配状況を概観しておく必要もあるだろう。さらには、誰

が分配（供給）するのかという問題がある。子どもに分配するのは、親なのか政府なのか共同体なのかという問いである。こうした一連の問いは、分配原理が後述する陶冶原理および処遇原理と重なりあう問題群であることも示している。

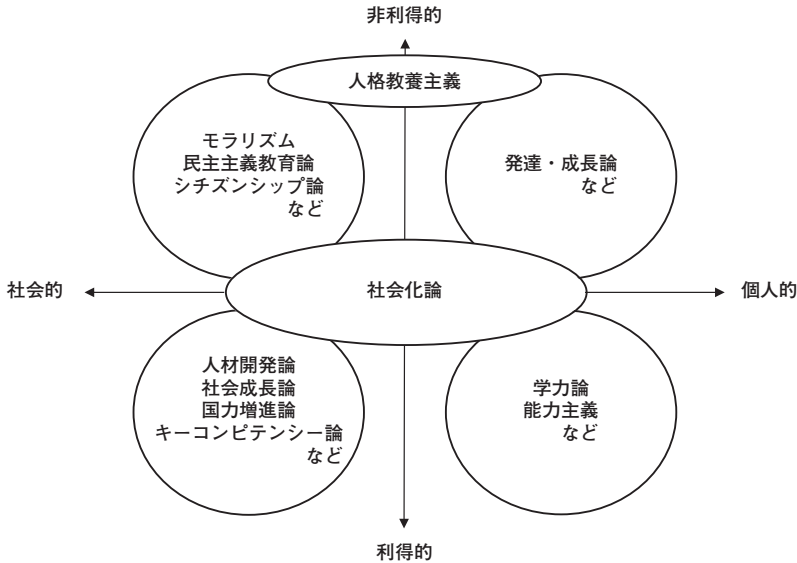
子どもをめぐる規範理論の中で分配原理の最も大きな論点のひとつは、機会の平等に関するものである。子どもの初期条件の再調整の正当化根拠をどこに求めるのか。この問いに応えるものが機会の平等論である。機会の平等をさらに突き詰めて検討していくならば、それは分配的公正・分配的平等（「何の平等」問題）となる。特に能力および能力陶冶の次元と分配原理をつなぐ議論として位置づけられうるものが、セン（Amartya Sen）の潜在能力論（ケイパビリティ論）である（Sen 1992）。センの潜在能力論と教育学能力（発達）論の差異、および発揮すべき能力と陶冶されるべき能力との差異等々、関連して今後検討すべき論点は多々存在している。

(3) 陶冶原理

成人に対する規範理論であるならば、分配と処遇の議論をすれば十分なのかもしれないが、子どもに対しての場合はその宿命的可塑性から、いかに育ちうるのか、いかに育てるのかという観点が規範理論のひとつの大きな焦点となる。誰が何をどのように陶冶するのかという論点である。

陶冶原理にはいくつかの総論的問題が内在している。まずは用語法問題である。多分にイメージの問題とも言えるが、「育成」「人間形成」「教育」「陶冶」等々、どの用語を採って議論すべきかについては種々根拠づけがありうる。試論的な本稿では、「人間の持って生まれた性質を円満完全に発達させること」（広辞苑第六版）の意味を有する「陶冶」を用いることとしたい。陶冶とは、意識的・意図的な働きかけの作用を持ちつつ、当人の中の「自然」をも意識した用語である。ややもすると白紙の状態の子どもに「教え込む」という一方向性のイメージの強い「教育」という語を避けたいと筆者は考えている。

さて、その方向性はどうか。子どもに強い影響を与えるものは典型的な陶



陶冶原理分類図表

治・教育作用に限定されない。ネット・携帯の進展とともに、開発者や利用者（表現主体）の意図を超えて、利用者相互間の無意識的・間接的影響の高まりをここでは挙げておきたい。

では、種々の陶冶理論はどのように整理しうるのか。その詳細は別稿に譲るが、筆者は二軸四分類の分類枠組みを考えている。その軸とは利得的（経済的収益志向）—否利得的という軸（Y軸）と、個人的—社会的という軸（X軸）である。この両軸に組み合わせられた四つの象限内容に該当するような議論は以下のように整理されうる。

① 個人的かつ非利得的

この象限には、非手段的志向であり陶冶自体を目的とするような主張・理論が該当する。代表的なものとして、発達・成長論が挙げられる。児童中心主義の系譜および、科学としての発達概念などがある。非卓越主義的なこの

象限にはさらに、人格教養主義が該当する。これはエリート主義に当てはまるが、大衆化するとそれはモラリズム（社会的かつ非利得的）に近接する。

② 個人的かつ利得的

個人利得的な帰結志向を持つ象限である。種々の学力論、延いては能力主義一般などがある。社会的選抜にもとづく利得確保（栄達主義）を目的とするとも言えるだろう。

③ 社会的かつ利得的

利得方向での帰結志向が個人を対象とするよりも、社会的集団的な次元を対象とするものである。当該社会および当該社会における産業が発展することが志向される。人材開発（育成）論、キーコンピテンシー論、社会成長論、国力増進論、社会的資本論、ヒューマンキャピタル論、等々、個人次元の収益と接続はしているが、各々の理論の主眼は社会的収益にあると捉えられる。

④ 社会的かつ非利得的

当該社会の維持—発展を主として収益以外の観点から志向する主張・議論が該当する領域である。これにはイデオロギー的に異なった様々な議論が当てはまる。たとえば徳目主義や意図的な愛国心涵養から、モラリズム、さらにはマルクス主義的な民主主義教育まで、種々の議論が広く該当する。さらには、昨今広く主張されるシティズンシップおよびその教育もここに該当するだろう。

⑤ 全方位的な議論

最後に、論理的には四象限すべてにまたがるような議論も考えられる。いささか戯画的に表現すれば、個人的成長を志向し、かつ「食べていける」力を涵養し、かつ富国の基礎となるような理論であり、かつそれは市民的なモラルを涵養するものでもある。たとえば、マルチパーパスな次元を意識した社会化論などがこれに該当するかもしれない。社会化概念を現代的に構築主義的観点から再構成しようとする CHS の代表的研究者である前述のジェイムズなどの議論がそれに当たるだろう（James 2013）。

(4) 処遇原理

子どもに必要な財・サービスを（公平公正に）分配し、妥当とされる志向性を持って子どもを陶冶していくことで、子どもをめぐる規範理論の問題は解決されうるようにも思われる。だが、もうひとつの原理・軸を忘却するとき、不適切な帰結を生む危険がある。その不可欠とされるべき原理・軸が処遇原理である。子どもに対する処遇とは、分配時でも陶冶時でも配慮すべき点とも言える。子ども自身を丁寧に見ていく視点とは、分配—陶冶の原理からしばしば漏れ落ちる視点であり、それは「無処遇（無処遇的差別）から処遇へ」「子どもの発見」「恩恵的処遇から権利処遇へ」などと言った、子どもに対するおとな側のまなざしの変化と連動している。人権観念が（解釈の余地は残しつつも）定着している社会に置いて、子どもをどのように処遇しようと自由であるという主張は認められない。

子どもに対する無処遇でなく、何らかの処遇については大きく二つの方向性がある。保護・介入と自律・自由の二つの方向性である。まず、保護・介入についてであるが、最初に注意すべきは、子どもを保護（介入的保護）する視点とは当然のことながら無処遇ではなく、何らかの意図的な行為がそこには存在している。虐待、犯罪、事故、性的搾取を含めた労働搾取等から子どもを保護することは、暴力性からの保護とも言いうる重要な処遇のポイントである。さらに、保護の軸は、生き抜くための保護と構成することも可能であろう。衣食住、初等教育等々の財・サービスを供給することは、分配原理および陶冶原理との接合関係を持ちつつも、「保護的供給」という性質を持つ。

もうひとつの処遇に関する方向性である、子どもの自律・自由についても相応の根拠・伝統がある。子どもに関わる自由論の系譜は、ルソー（Jean-Jacques Rousseau）を淵源とする自然主義・児童中心主義⁽²⁴⁾として見るこ

(24) 『エミール』において、社会の悪習によって子どもが歪んでいくことを極度に恐れたルソーは子どもがまっすぐに育つ環境設定に腐心することになる。「子どものうちに子どもの時期を成熟させるがいい」（ルソー 1962 [1762], 173頁）。

もできる。児童の世紀を著しその中で子どもの固有性を謳ったケイ (Ellen Key), 子どもが尊重される「権利」を説いたコルチャック (Janusz Korczak), 子どもの自主独立性を実験的な学校 (サマーヒル) で実践したニール (Alexander S. Neill), 子ども解放論としての「生まれながらの権利」を主張したファーソン (Richard Farson), 脱学校論を説いたホルト (John Holt), そして子どもの自己決定権を高らかに謳った子どもの権利条約と, その系譜は脈々と受け継がれている⁽²⁵⁾。

子どもの処遇論としての自律・自由の軸には, 宿命的とも言える複数の課題が構造的に残る。解放の事実的可能性の問題, つまり自由はどこまで可能なのかという問題があり, その問題は当該の自由の妥当性の問題に連動する。自由から放任, そして他者加害・自己加害の危険へとつながる問題である。また, 自由の軸に見え隠れする規律・訓練権力の存在という問題もある。それは教育的観点に引きつけて言えば, 自由への陶冶という論点でもある。

(5) 小 括

試論的な本稿をまとめよう。第一に, 三原理に基づく子どもの規範理論の意味・可能性についてである。まず, 子どもに関する規範的諸理論の位置を整理する枠組みとして三原理は用いられる。子どもをめぐってさまざまに主張される規範的主張の整理的議論として, 理論の理論 (メタ理論) として有用に位置づけられうるのである。複雑極まりない子ども問題に関して, その全貌あるいは要点を把握・整序し, 克服への展望を開くスタートとして三原理を設定することは有益ではないだろうか。また, 三原理はあるべき組み合わせとして, つまり規範的主張の理論としても構成されうる。さらには, あるひとつの原理から (他の二原理を考慮しつつ) の包括的・統合的な理論可能性として考察することもできるだろう。このことについては本稿の最後で一言しておきたい。

(25) これらの系譜を筆者は子ども解放論として (大江 2004, 71-74頁) において小考している。

第二に、三原理それぞれの固有の意義について確認しておく。まず、分配原理の固有性から。端的に言って、財を分配しないと何も始まらないわけであるから、その必要性の意義は十分に理解可能である。そこで、分配される財（資源）はいかなるものとなるのか、機会費用の問題についてはどのように考えるのか、そして分配的公正さへの意識・注目から分配の公正原理がどのようなものとなるのかについての議論が中心的なものになる。分配原理に付随するさらなる課題としては、その方向性（陶冶）意識の薄さ、子ども自身の観点の等閑視などが挙げられるだろう。

陶冶原理の固有性についてはどうか。子どもに関する問題を考える場合、何らかの陶冶作用が見られることは不可避であり（当該社会システムによる再生産も含め）、何のための働きかけかについての意識化、微細・緻密な陶冶方法の開発（自由論の意識化も含め）はそこで求められることでもあり、独特の意義として捉えることができる。処遇の視点を忘れた陶冶への注視は、おとなの側の「上から目線」をしばしば産み、そこから子ども自身の視点の必要性が課題として挙げられるだろう。

処遇原理の固有性についてはどうか。現代社会において、子どもに対する生殺与奪の権はおとなの側が、つまり親や教師が持っていると言言することは今や無理であり、何らかの（相応の保護的あるいは自律的な）処遇観は不可避的である。したがって、その意義としては、分配・陶冶が結局子どもにとってどういう意味を持つのかについて覚醒化できるということが、あるいは子どもにとって悲慘な現状を意識化しやすいということが挙げられるだろう。課題としては、現状打開・改善の緻密な行程を描きにくいということが指摘されうる。

第三に、各原理間の関連性・複合性および、代替的統合原理の可能性についてである。前述のように、分配—陶冶—処遇の三原理はそれぞれが固有の内実を持っていると同時に、相応の接合関係をも有している。そのところを検討することが今後の課題である。また、三原理の中の一原理をより根底に置いた理論展開も想起することできる。分配ベースの統合理論である複合

的平等論の可能性, 陶冶ベースの統合理論である複合的陶冶論の可能性, 処遇ベースの統合理論である複合的処遇論・権利論の可能性などである。さらに, 三原理を考慮しつつも, 他の概念をより根底に置くことも考えられる。たとえば, 公共性, 正義, 平等, 権利, 幸福, リスク回避等々をより根底に置いた戦略的理論である。こうした課題も別稿にて検討していきたい。

なお, 本稿は2015年5月23日に岡山公法判例研究会において筆者が報告した「子どもをめぐる規範理論序説～分配—陶冶—処遇の三原理から考える」での着想を元にして論文化したものである。研究会当日に質疑を行って下さった方々に感謝申し上げる。

参考文献

- 阿部彩 (2008)『子どもの貧困—日本の不公平を考える』, 岩波書店 (岩波新書)。
 阿部彩 (2014)『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』, 岩波書店 (岩波新書)。
 池田晶子・陸田真志 (1999)『死と生きる—獄中哲学対話』, 新潮社。
 稲葉剛 (2013)『生活保護から考える』, 岩波書店 (岩波新書)。
 井上達夫 (2003)『法という企て』, 東京大学出版会。
 大江洋 (2004)『関係の権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』, 勁草書房。
 大江洋 (2011)「子どもの権利論における人間学的基礎—子ども論・子ども学から」, 立教法学, 83号, 252-278頁。
 大江洋 (2012)「『子どもの権利』をめぐる関係性のありよう」, 神戸法学雑誌62巻1・2号, 355-379頁。
 大江洋 (2015予定)「正義に基づく『自由論』」, 『逞しきリベラリストとその批判者たち—井上達夫の法哲学』所収, ナカニシヤ出版。
 ガーゲン (2004)『あなたへの社会構成主義』(東村知子訳), ナカニシヤ出版。
 カント (2005〔1785〕)「人倫の形而上学の基礎づけ」(野田又夫訳), 『プロレゴメナ・人倫の形而上学の基礎づけ』所収, 中央公論新社 (中公クラシックス)。
 ギデンズ (2005)『モダンティと自己アイデンティティー—後期近代における自己と社会』(秋吉美都はか訳), ハーベスト社。
 クリック (2011)『シティズンシップ教育論—政治哲学と市民』(関口正司監訳), 法政大学出版局。
 小林美希 (2015)『ルポ母子家庭』, 筑摩書房 (ちくま新書)。
 鈴木大介 (2015)『最貧困シングルマザー』, 朝日新聞出版 (朝日文庫)。
 田中智志・山名淳編著 (2004)『教育人間論のルーマン—人間は〈教育〉できるのか』, 勁草書房。
 永山則夫 (1990)『無知の涙 (増補新版)』, 河出書房新社 (河出文庫)。
 能登洋 (2010)『やさしいエビデンスの読み方・使い方—臨床統計学からEBMの真実を読

む』, 南江堂。

ブリッジほか編著 (2013)『エビデンスに基づく教育政策』(柘植雅義ほか編訳), 勁草書房。

堀川恵子 (2013)『永山則夫—封印された鑑定記録』, 岩波書店。

宮寺晃夫 (2006)『教育の分配論』, 勁草書房。

矢野眞和 (2009)「教育と労働と社会—教育効果の視点から」, 『日本労働研究雑誌』, No. 588, 5-15頁。

矢野眞和 (2014)「教育家族の逆説」『現代思想』第42巻第6号, 173-185頁。

ルソー (1962 [1762])『エミール (上)』(今野一雄訳), 岩波書店 (岩波文庫)。

ルーマン (2004)『社会の教育システム』(村上淳一訳), 東京大学出版会。

Corsaro, W. (2015) *The Sociology of Childhood* (Fourth Edition), SAGE.

Freeman, M. ed. (2012) *Law and Childhood Studies*, Oxford University Press.

Freeman, M. (2012a) “Towards a Sociology of Children’s Rights”, in Freeman ed., *Law and Childhood Studies*, pp. 29-38, Oxford University Press.

Freeman, M. (2012b) “Introduction”, in Freeman ed., *Law and Childhood Studies*, pp. 1-9, Oxford University Press.

Guggenheim, M. (2005) *What’s Wrong with Children’s Rights*, Harvard University Press.

Gutmann, A. (1999) *Democratic Education (Revised)*, Princeton University Press. (神山正弘訳 (2004)『民主教育論—民主主義社会における教育と政治』, 同時代社)

Hawes, J. (1991) *The Children’s Rights Movement : A History of Advocacy and Protection*, Twayne Publishers.

Hendrick, H. ed. (2005) *Child Welfare and Social Policy*, Policy Press.

Invernizzi & Williams eds. (2008) *Children and Citizenship*, SAGE.

James, Jenks & Prout (1998) *Theorizing Childhood*, Polity Press.

James, A. (2013) *Socializing Children*, Palgrave Macmillan.

Kehily, M. (2009) “Understanding childhood : An introduction to some key themes and issues”, in Kehily ed., *An Introduction to Childhood Studies Second Edition*, pp. 1-16, Open University Press.

Levinson, M. (1999) *The Demands of Liberal Education*, Oxford University Press.

Mill, J.S. (2008 [1859]) *On Liberty*, Oxford University Press (Oxford World’s Classics).

Monk, D. (2009) “Childhood and the law : In whose ‘best interests?’”, in Kehily ed., *An Introduction to Childhood Studies Second Edition*, pp. 177-197, Open University Press.

O’Neill, O. (1988) “Children’s Rights and Children’s Lives”, *Ethics* 98, pp. 445-463.

Qvortrup, Corsaro & Honig (2009) “Why Social Studies of Childhood? An Introduction to the Handbook”, in Qvortrup et al. eds., *The Palgrave Handbook of Childhood Studies*, pp. 1-18, Palgrave Macmillan.

Qvortrup et al. eds. (2009) *The Palgrave Handbook of Childhood Studies*, Palgrave Macmillan.

Sen, A. (1992) *Inequality Reexamined*, Harvard University Press. (池本幸生ほか訳 (1999)『不平等の再検討—潜在能力と自由』, 岩波書店)

Smith, R. (2010) *A Universal Child?*, Palgrave Macmillan.

Warming, H. ed. (2013) *Participation, Citizenship and Trust in Children’s Lives*, Palgrave Macmillan.